

八郎潟町狩猟免許更新費等補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、有害鳥獣の捕獲等に從事しようとする者が、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第39条に規定する狩猟免許の取得並びに銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条の2に規定する鉄砲の所持許可の更新を申請する場合及び、猟友会年会費や狩猟税等の経費を負担する場合において、それらに係る経費の負担軽減を図るため、予算の範囲内で補助金を交付することについて、八郎潟町財務規則（平成7年八郎潟町規則第8号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 八郎潟町に住所を有する、又は八郎潟町に勤務する20歳以上の者で、町鳥獣被害対策実施隊に入隊している者
- (2) 一般社団法人秋田県猟友会及び八郎潟町猟友会の会員であること
- (3) 町が行う捕獲業務に従事している者

(補助内容、補助対象経費)

第3条 この補助金の補助内容、補助対象経費は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の額)

第4条 この補助金の額は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、狩猟免許等を更新する年度若しくは猟友会年会費や狩猟税等の経費の支出を行った年度の3月20日までに、補助金等交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 狩猟免状の写し
- (2) 鉄砲所持許可証の写し（鉄砲所持許可を受けた場合に限る。）
- (3) 補助対象経費に係る領収書等の写し
- (4) 一般社団法人秋田県猟友会及び八郎潟町猟友会の会員であることの証明書
- (5) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び通知)

第6条 町長は、前条の規定による申請があった場合において、適当と認めるときは、補助金の交付の決定をし、その旨を補助金等交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 実績報告は前条で定める補助金等交付申請書及び添付書類の提出によりこれを行ったものとみなす。

(補助金の請求)

第8条 第6条及び第8条の規定により通知を受けた申請者は、請求書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

(交付決定の取消等)

第9条 町長は、申請者が偽りその他不正の手段により交付決定を受けたときは、交付を取り消すものとし、補助金交付決定取消通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(交付金の返還)

第10条 町長は、第11条の規定により補助金交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、町長は補助金返還命令書(様式第5号)により返還を命ずることができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

別表（第4条関係）

補助内容	補助対象経費	補助金額
狩猟免許等取得 支援	1 狩猟免許取得関連経費 ① 狩猟免許更新手数料 ② 医師の診断書代 ③ 狩猟者登録手数料 ④ 狩猟税（銃猟） ⑤ 狩猟税（わな猟） ⑥ 猟友会費 ⑦ 狩猟事故共済保険掛金 ⑧ 猟銃等講習会費 ⑨ 技能講習受講費 ⑩ 猟銃等所持許可更新申請手数料 2 その他町長が必要と認める経費	50,000円（上限額）